

習志野市教育振興基本計画 (R2~R7)

(概要版)

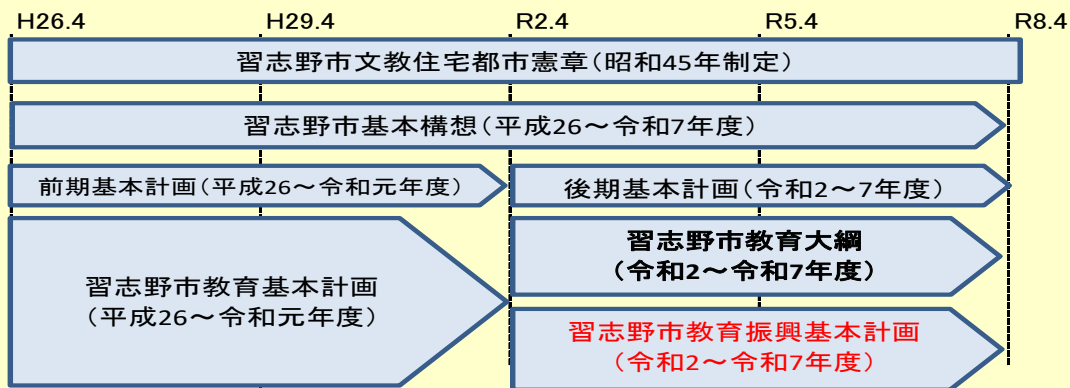
策定のねらい

本市では、基本構想において「未来をひらく教育の推進」、「生涯にわたる学びの推進」をまちづくりにおける教育面の柱としております。

そこで教育委員会では、この目標を抱合する「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とし、基本目標を実現するための施策に共通する視点として、「信頼と情熱あふれる教育」、「夢のある学び」、「地域・市民との連携」をキーワードに、本「振興基本計画」を策定しました。

計画期間

習志野市基本構想(平成26年度~令和7年度)の「習志野市後期基本計画」(令和2年度~令和7年度)に合わせ、令和2年度を初年度とし、令和7年度までの6年間を計画期間とします。



基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながります

教育委員会では、教育基本法(平成18年改正)に示された「教育の目標」と目標を一にする中で、自立しつつ継続的に学び続け、やさしさと思いやりをもって他者とつながることのできる「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進します。

あわせて、生涯学習機会の充実を図り、知識・技能を再構成することや、適切に人と人をつなげること、芸術・文化を発展させることなど、新しいものを生み出すことのできる「優れた創造性」を育みます。

キーワード 信頼と情熱あふれる教育 夢のある学び 地域・市民との連携

施策の体系

習志野市文教住宅都市憲章 昭和 45 年 3 月 30 日議決

一体となって
施策を展開する

習志野市基本構想(H26 年度~R7 年度)

後期基本計画(R2 年度~R7 年度)

(国)教育振興基本計画 H30~

施策の
整合性を保つ

習志野市教育大綱

(県)振興基本計画 R2~

習志野市教育振興基本計画

R2 年度~R7 年度

基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり

~信頼と情熱あふれる教育、夢のある学び、地域・市民との連携~

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

基本方針

[幼児教育の向上]

- 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
- 2 子育て・子育て支援の充実

[学校教育の向上]

- 3 信頼を築く習志野教育の進展
- 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
- 5 子どもを未来につなげる教育の展開
- 6 魅力ある市立高校づくり

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

基本方針

- 7 生涯学習推進のまち習志野の推進
- 8 芸術・文化活動の振興
- 9 文化財の保存と活用
- 10 青少年健全育成の推進
- 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

基本方針

- 12 家庭教育力の向上
- 13 地域に開かれた学校づくり
- 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

基本方針

- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
- 16 社会教育施設の再編・整備
- 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
- 18 教育行政の効率的・効果的な展開

習志野市教育行政方針

(毎年度の実施計画)

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

本市教育行政の方向性～4つの政策と18の基本方針～

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

中心政策(幼児教育・学校教育)

→変化の激しい社会を生き抜く力の育成・生涯学習の基礎の確立

基本方針Ⅰ 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

- 健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。
- 支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。
- 幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、滑らかな接続に向けて取り組んでいきます。

基本方針Ⅱ 子育て・子育て支援の充実

- 安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。
- 保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。

基本方針Ⅲ 信頼を築く習志野教育の進展

- いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。
- 障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組めます。

「心のアンケート」を活用し、教育相談につなげます。

基本方針Ⅳ 子どもの生きる力を育む教育の充実

- 一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。
- 豊かな体験活動を大切にし、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組めます。
- 生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。

「わかる授業」を展開し、全ての子どもに確かな学力を育みます。

基本方針Ⅴ 子どもを未来につなげる教育の展開

- 国際社会を生きる資質・能力を培う教育を展開します。
- ICTの利活用による高水準な教育を展開します。

ICT機器の利活用や外国語学習等の充実を図ります。

基本方針Ⅵ 魅力ある市立高校づくり

- 生徒一人ひとりの自己実現を支援していくとともに、まちづくりの一翼を担う「市民の高校」としての役割を果たしていきます。

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

中心政策(生涯学習)→生涯学習の充実

基本方針Ⅶ 生涯学習推進のまち習志野の推進

- 目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。

基本方針 8 芸術・文化活動の振興

○芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。

基本方針 9 文化財の保存と活用

○本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存と活用を推進します。

基本方針 10 青少年健全育成の推進

○放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。

放課後子供教室の設置を進めます。

基本方針 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

○「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。

政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

政策Ⅰ・Ⅱを補完する政策

基本方針 12 家庭教育力の向上

○「生活アンケート」を実施し、子どもたちの日常生活を把握するとともに、虐待されている恐れがある子どもの迅速な発見に努めます。

虐待の早期発見に努めます。

基本方針 13 地域に開かれた学校づくり

○社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。

基本方針 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

○「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

政策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを支える政策

基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備

○鹿野山少年自然の家などの学校関連施設の点検・整備を行います。

基本方針 16 社会教育施設の再編・整備

○社会教育施設を安全で快適に利用できるよう整備に取り組みます。

基本方針 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

○スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。

基本方針 18 教育行政の効率的・効果的な展開

○教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。